

Title	中村勝範氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	Summary of the doctorate theses
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.4 (1966. 4) ,p.120- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660415-0120">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660415-0120</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

も現実に被害者学がいかなる程度迄犯罪予防対策に寄与し得るかは、一に被害者学の成果いかにかかる問題である。

以上のように本論文には若干の疑問と不十分さとが残されているが、それにも拘らず本論文が学界に寄与するところは寔に多大であるといわなければならない。第一に、被害者学の成立過程とその現状とに關し本論文の如く詳細にして緻密な考察を施した労作は他にその類を見ない。第二に本論文が、假令他の先学の示唆に負うところがあるにしても、前述のような方法で、被害者学の体系化と方法論の樹立という仕事に一步を進めたことは否定することができない。又第三に、被害者学に科学としての独立性を附与しようとする試みは、既述のように、未だ成功したものとは認め難いが、その成功の可能性は決して否定されていないばかりでなく、この点に關する論者の見解が、今後刑事学と被害者学との關係の問題を考究しようとするものにとつて、益するところ多大であらうことも亦否定し得ない事柄である。

以上述べた如く、本論文は学界に寄与するところが多大であるのみならず、論者の学識の豊さを示すに十分であり、その研究の価値と学力とは、論者に法学博士(慶應義塾大学)の学位を授与するに値するものと思料する。

昭和四十一年二月十一日

主査 慶應義塾大学教授 宮崎 澄夫  
副査 慶應義塾大学教授 法学博士 米山 桂三  
副査 慶應義塾大学講師 法学博士 青柳 文雄

## 中村勝範氏学位請求論文審査要旨

### 論文題目 「明治社会主義研究」

中村勝範君提出の学位請求論文「明治社会主義研究」は、つぎのような内容から成る。

- 1、日本の社会主義の課題  
木下尚江論
- 2、幸徳秋水の生涯と思想  
急進主義を中心として
- 3、平民社の財政事情
- 4、平民社の解散と弾圧
- 5、日本社会党の組織と運動
- 6、直接行動論の台頭  
幸徳秋水の理論をめぐつて
- 7、社会主義理論の変質  
明治三〇年代を中心
- 8、明治末期の労働運動と社会主義理論との關係  
明治四〇年を中心
- 9、明治期の安部磯雄論

明治時代の社会主義運動および社会主義思想について、従来、断片的研究ときわめて概括的な通史は存在したが、同時代に発行された原資料を中心とする社会主義者の系統的な研究はほとんどなかつたといつてさしつかえない。

論者は木下尚江の研究をはじめに、幸徳秋水、片山潜、石川三四郎、田添鉄二、界利彦、山川均、荒畑寒村および安部磯雄など、明治後期に活動した社会主義者を個別的にとりあげ、その思想の形成の過程から活動状況について分析し、さらにそれを社会主義運動の流れにおいてとらえようとしている。

論者の立場は実証主義を旨とし、あくまで原資料に忠実にあたりに、客観的立場から、この時代の社会主義運動をとらえようとしている。したがつて、従来左翼社会主義者によつてとりあげられてきた身びいきの運動に対する見方とはかなり異なり、社会主義運動を冷静なる第三者的な立場からみているのが特徴である。運動の評価についても、論者独自の見方がなされており、ややもすれば過大評価しがちな左翼社会主義者の社会主義運動史観を大いに是正するものをもつているといえよう。論者の問題の取り扱ひ方は緻密であつて、入手しうるかぎりの原資料を駆使して記述にあたつてゐる。したがつて、明治後期の社会主義運動の研究について、本論文はもつとも詳細な記述と適切な解釈をくだしているものとして高く評価されていふと思う。

前掲の論文の内容を個別的に紹介し、その特徴をあげれば、まず第一の木下尚江については、なぜかれが社会主義者になつたか、キ

リスト教徒として絶対平和論の立場から日露戦争に対してどのような態度で反対をしたかについて述べ、木下は社会主義の理論には精通していなかつたが、本当の問題の所在を把握する直感力があり、この力がかれの社会主義を翻訳調のものでなく、日本的なものにしたといつてゐる。そして、木下の反国体思想の内容について述べ、神国思想に対するかれの勇敢な批判について、それがキリスト教に対する熱烈な信仰を基礎とするものであり、すくなくとも、社会主義者でこのような皇室批判をする者は、木下の同時代者にはなかつたという。しかし、やがて母の死をきっかけとして運動から離脱してしまふが、とにかく、木下の立場が社会主義の理論に忠誠を誓つたからではなく、明治期に存在する前近代的なものを克服するためにたたかつたのであり、その武器がキリスト教であり、また社会主義であつたといふ。

第二に、幸徳秋水の明治社会主義の急進化に演じた役割について、全体を通じてかなり多くの分量をその記述にさき、幸徳の人間性や社会主義運動家になつた経緯について書いてゐる。幸徳にとつては、社会変革の推進力は志士仁人の仕事であると考えられ、労働者階級が自主的に運動を展開し、それが社会変革の推進力であるとはうけとめていなかつた。この点、片山潜が常に労働者の立場で運動をしていたのと対比して論じてゐる。そして、幸徳が大衆的基礎をもたず、またそれに、根ざそうとする努力すらみせていないところに、かれの思想が急進化と観念化の一途をたどる要素がひそんでいたといふ。続いて、幸徳の無政府主義思想について論じ、そ

の受容の理由についてかなり具体的に述べている。幸徳が急進思想をいだくにいたつた直接の原因は、渡米中無政府主義者や、亡命社会革命党员と交わり、なかならずIWWの運動に接触したからであり、幸徳はサンディカリズムの革命方式をとり入れつつも、革命後の新社会をどのような構想のものにおくかについてはまったく無関心であつたとしている。要するに、革命運動の主目的条件を欠いていた時代に急進論を説くことは、インテリ的の偏向を示すものであつたとしている。そして、この期における急進論に対してかなりきびしい批判的立場をとつている。

第三に、平民社の活動状況とその財政的事情について、綿密な資料の紹介を行ないながら、平民社の演じた役割について書いていゝる。そして、当局の弾圧が平民社を解散させた大きな原因であり、その弾圧によつて平民社が非常な財政的負担を背負つたことは事実であるが、この弾圧は「平民新聞」や「直言」の購読者を減少させていつたという傾向はみられず、発行部数はほとんど変わらなかつたということから、平民社は官憲の圧迫がなかつたとしても、財政的に破滅すべき運命にあつたという解釈をとつている。

第四に、この平民社が解散をせざるをえなかつた事情をかなりくわしく関係者の記述や機関誌などをひきながら論じているが、平民社に対する政府当局の弾圧の模様から、その被害状態について述べ、さらに平民社の伝道行商について、おどろくべきほど困難な模様と、弾圧の結果、運動それ自体が権力に対して小児病的な反抗の傾向をみせていく状況について記し、公平にみて、平民社としては

最初は決して反抗的でなく、穩健な活動を行なつていたが、政府当局の弾圧によつて一度対立の芽が生じると、それは加速度的に成長し發展していく次第について書いている。この当局の弾圧と社会主義運動の内部の反応について、論者は独自の見方を展開しており、これが本論文の一つの特徴をなしているといえよう。

第五の日本社会党の成立とその経過について、桂太郎内閣が西園寺公望内閣に代わつたことが、その成立の大きい要素となつている旨を述べ、日本社会党がやはり少数のグループのみで、近代工場の労働者を組織内にはほとんどかえることができなかつたことを同党の致命的欠陥であるとしている。さらに、同党の運動として、電車賃値上げ反対問題を取りあげ、これに日本社会党の党员がいかに対処したかを事実にもとづいて論じているが、論者の見解によると、穩健な西園寺内閣のもとに出発したのであるから、社会主義者たちはせつかくできたこの組織を大切に地道に党勢の拡張につとめるべきであつたにもかかわらず、功をあせつたからには、自分たちの過激なペースだけで走り、おそい逡巡しがちな同盟者のことを考へる余裕がなかつたことが、みずからを孤立させる結果になつたのだと述べている。

第六の幸徳秋水の思想的变化を通じて、かれの直接行動主義が支配的になつていく過程については、議會を通ずる穩健派の主張と對比しながら検討し、その対立が頂点に達した第二回社会党大会における幸徳秋水と田添鉄二の論戦を紹介し、多くの議會主義的社会主義を信奉していた人が、なぜ直接行動主義に転じたか、その際の幸徳

のリーダーシップとそれを受けいれさせた当時の状況について、くわしく論じている。この点は、従来の明治社会主義の研究においてもしばしば論じられてきたところであるが、この論述はそのもつともくわしいものである。そして、ここでもやはり直接行動論が、労働者階級の組織と結びつかず、社会主義者は労働者階級に接触しようとする努力していなかつた。それが一握りの急進派の活動にとどまり、やがてみずからを葬るようになった原因であることを指摘している。

第七の社会主義理論の変質については、ゼネラル・ストライキによつて、一挙に社会主義革命を達成しようとする直接行動論がなせ急速に台頭したか、それがいかに社会主義者の間で考えられていたか、その前に社会主義者の中で支配的であつた言論と普通選挙によつて平和裡にかつ合法的に社会主義社会がでけると考えた議会主義的思想と対比させながら、明治後期の社会主義理論の総括的な解明を行ない、やはり幸徳秋水の個人的役割の大きかつたことに論をすすめている。そして、それがいかにその追従者たちによつて支持されたか、当時の日本社会党内部においては非現実的な革命論の方が、現実的な労働組合論や普通選挙論よりも「現実的」であつた旨、述べている。つぎに、中間派ともいへべき堺利彦の理論の位置づけを行なつている。さらに現実の日本の情勢分析の上に立ち、それにもつとも適合した社会主義への方法を考えなければならぬとする石川三四郎の考え方を紹介し、日本社会党が結社禁止にいたる事情について述べているが、繰り返えしそれが大衆の基盤をもたな

かつたことに原因を求めている。

第八の明治末期の労働運動と社会主義理論の関係については、前者が社会主義運動とその理論を議会主義から直接行動へと変質せしめる上にいかに大きな役割を演じたか、そして、直接行動論が実際労働運動のなかで有効であつたかどうかを論じている。とくに、山川均のこの期の考え方をとりあげ、かれが明晰な理論家というよりも、一流の修辞家であつた旨を指摘し、それが同志の間に魅力のあつた理由であるとしている。

第九の安部磯雄については、直接行動論者とはまつたく対照的なこの穏健なキリスト教社会主義者を取りあげながら、非行動的なその性格と役割についてはかなり手きびしい批判をしている。すなわち、安部が社会主義の考えをいだくにいたつたいきさつから説いて、社会主義理論の性格について述べ、安部の起草したといわれる「社会民主宣言」にふれ、宗教的人道主義的立場からの平和論を紹介しているが、安部の反戦平和論もその社会主義理論と同様に国民大衆に行動をおこさせる要素に欠けていたという。安部自身も冷静な人物であつたが、同時に、かれの行動も「君子危きに近づかず」式の限界があつた旨を指摘している。そして、安部の社会主義運動におけるリーダーシップの不足のなかに、議会主義的社会主義者の勢力の発展しえない一因を求めているのである。

以上の紹介において明らかのように、論者の立場は、従来発表された明治後期の社会主義運動の性格についての論述について、これを引き合いに出しながらこれに對立する意見を主張したものではな

い。したがって、欲をいえば傍証の足りないうらみがある。もし、この傍証をふんだんに駆使したならば、本論文はもつと精彩に富んだものになつたにちがいない。

しかしながら、この時代の社会主義運動および社会主義思想についてのユニークな労作であるというべく、論者の日本社会思想および社会運動史研究上の学識は法学博士（慶應義塾大学）の学位をあてえるに十分なものと認められる。

昭和四十一年二月十一日

主査	慶應義塾大学教授	法学博士	中村	菊男
副査	慶應義塾大学教授	法学博士	英	修道
副査	慶應義塾大学教授	法学博士	手塚	豊

### 論文題目『裁判上の和解』

石川明氏学位請求論文審査要旨

論者は、数年来、モノグラフの上梓を目標として、裁判上の和解の研究に取組み、研究の纏まつた部分は逐次これを論文の形で世に問うてきたが、十編近い既発表の論文をもつて最主要的論点をほぼ検討し尽くした今、これらにその他の諸論点に関する書きおろし原稿を加え、全体を組織化して、所期のモノグラフを編成したのが、本書である。所論は、五章にわけ、第一章「裁判上の和解の法的性質」、第二章「裁判上の和解の要件」、第三章「裁判上の和解の効力」、第四章「裁判上の和解の瑕疵の主張方法」、第五章「訴訟の各段階における訴訟上の和解」の順に展開せられるが、他に、附篇として、関連のある判例評釈五編が収められている。

和解の性質論たる第一章は、既発表の論文であるが、私法行為説・訴訟行為説・併存説・両性説・等、周知のように錯雑を極める諸学説を検討のうえ、ここで、著者は、先ず、裁判上の和解を「裁判所の面前で締結される実体的和解と裁判所によるその確認・公証行為」との結合物とみるべきことを提唱する。一方において、裁判上の和解には訴訟的な効果が伴うため、これを単純な私法行為と考える